

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年5月28日提出
【ファンド名】	新光中国A株プラス
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	03-6774-5100
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

「新光中国A株プラス」（以下、「当ファンド」といいます。）について、繰上償還（信託終了）の予定があるため、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に従い、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ．繰上償還（信託終了）予定日

平成31年1月9日（書面決議が可決された場合、繰上償還が実施されます。）

ロ．繰上償還（信託終了）の理由

当ファンドは平成24年7月17日に設定し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、平成30年2月末時点の受益権口数は約0.87億口となっており、信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（30億口）を下回る状態が継続しております。弊社といたしましては、当ファンドの運用の基本方針に従った運用が困難な状況となっていることから、信託約款の規定に基づき信託を終了することが受益者の皆さまの利益に資するとの判断をいたしました。

ハ．繰上償還（信託終了）に関する情報の受益者に対する提供または公衆縦覧

繰上償還（信託終了）に関する事項は、以下の方法により情報を提供します。

- ・平成30年5月29日現在の当ファンドにかかる知っている受益者を対象とし、書面による決議を行うため、書面決議の日および投資信託契約の解約の理由等の事項を記載した書面決議の通知を発送します。